

令和5年度 第1回西宮市環境審議会 議事録（発言要旨）

- 開催日時：令和5年7月25日（火）10：00～12：15
- 開催場所：西宮市役所 第二庁舎 601、602 会議室
- 出席委員：岸川委員、大久保委員、上田委員、能登委員、池永委員、藤原委員、
山本委員、松原委員、小山委員 （敬称略）
- 欠席委員：中村委員
- 事務局：大西環境局長
尼子土木局長
鮫島環境総括室長
藤原公園緑化部長
(環境企画課)小田課長、竹内課長、中村係長、田中係長、空中係長、
福島主査、鮎川主査
(美化企画課)藪内課長
(花と緑の課)船越課長、山本係長、勘田係長、内藤主査
(施設整備課)高橋課長
(政策推進課)福嶋係長

1. 開会

- ・開会にあたり環境局長より挨拶
- ・委員の自己紹介

2. 議題

(1). 協議事項

I. 会長、副会長の選任について

西宮市附属機関条例第3条第1項に基づき、会議に諮った結果、会長に岸川委員を、副会長に大久保委員が選出された。

II. 第3次西宮市環境基本計画の中間改定について（諮問）

環境局長より第3次西宮市環境基本計画中間改定について諮問を行った。

① 第3次環境基本計画の概要と位置づけについて

事務局より第3次環境基本計画の概要と位置づけ、及び中間改定の方向性について説明（資料1）

② 第3次西宮市環境基本計画の進捗と策定後の歩み

事務局より、第3次西宮市環境基本計画の環境目標の進捗状況及び策定後の国

や県、市の動向について説明（資料 2、3）

③ アンケート調査結果概要・市民ワークショップ実施予定概要

事務局より、市民アンケート調査結果の速報及び 8 月に予定されている市民ワークショップの概要について説明（資料 4-1、4-2）

①～③について意見、質問はなかった

④ 中間改定の骨子（案）について

事務局より、第 3 次西宮市環境基本計画中間改定骨子（案）及び、今後のスケジュールについて説明（資料 5-1、5-2）

- ・骨子案を見ても、何をやりたいのか分からない。計画内容をはっきりと示し、シンプルな計画を立てるべきではないか。（委員）
→骨子案なので、計画の骨組みを示している。次回の審議会で内容や取り組みについてお示しする。（事務局）
- ・中間改定だが大きな改定内容になっており、ゼロカーボンや環境教育推進法の行動計画としての位置づけ等望ましい方向への改定内容が入っている。そのうえで、環境学習の基本的な考え方を最初に述べているが、望ましい環境像があって、それを実現するために環境教育をこう進めるという考え方もある。相互の関係をどのように考えているのか。2 つ目に、充実した個別計画のため基本計画では環境目標でまとめているが、進捗管理の面でも、縦割りにしてしまうと、例えばゼロカーボンと資源循環のような相互に関連した問題を捉えにくい。P.10 で環境目標と行動目標のつながりや 4 つの環境目標の関係をコラムとしてまとめているが、総合計画との関係も含め、環境以外の関連する計画や個別計画同士の関係をコラムではなく別立てで整理するとともに、環境学習を横軸に置き、総合的な取り組みとして環境目標と具体的な個別目標の関係を示した方がいいのではないか。3 つ目に、環境目標の安全・快適は従来美化活動を指標にしているが、行動目標に再掲するのであれば、安全・快適の指標は環境基準とのかかわりで書くべきだ。なぜ現計画では美化活動になっているのかわからないが、現状の基本計画では環境基準関係のデータが示されていない上に環境基準関連の個別計画がないため、環境基本計画で扱っていくべきだと思う。指標を差し替えるか追加するか、少なくとも基本計画の中で環境基準のデータを組み込むことは必要なのではないか。（委員）
→1 つ目について、環境学習の定義が誤解されやすく、基本計画の冒頭で環境学習について再定義したいと考えている。2 つ目については、政府で策定された生物多様性国家戦略等を見ても、生物多様性の損失と気候変動の 2 つの世界的な課

題・危機と明文化されている。環境基本計画は、個別計画が充実しているため内容が薄くなっているが、基本計画を地域の学習にも使ってもらいたいと考えている。市民の方に分かりやすい形が望ましいので、意見を踏まえて検討する。3つ目については、市民の参画のもと作っていく計画ということで、市民の方が実感できるような指標が望ましく、視点を変えた指標がよいのではないかという意見が前回の策定時に出た。指標の内容については今後内部で議論していく。（事務局）

- ・低炭素について、資料2を見ても詳細がなく、なぜ削減出来ているのかが明確になっていない。中身を明確にすることで行動にもつながる。逆算すると、単に排出係数が減ったために排出量が削減されたと捉えられかねない。何をしたことでも削減出来て、これから何をしていくべきなのか明確にわかる方が伝わる。また、先日日本政府の方で名前が決まった国民参加型の脱炭素活動（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活））に、兵庫県内でも様々な行政が参加しているが、確認した中では西宮市は参加していなかった。参加していない理由や今後どうするかについて教えてほしい。（委員）

→1つ目について、内容は温対部会で詳細を詰めていきたい。削減理由としては、家電製品等の省エネ化が1つ大きな要因となっている。それ以外にもCO₂の排出係数の低下が大きな効果を上げている。2つ目の脱炭素活動については内容を確認できていない。確認をして対応等を考えていきたい。（事務局）

- ・骨子案 P.36、37 の「あらゆる世代が参加できる環境学習」のしくみづくりはとても重要であり、学校教育と生涯学習の二つが重要だと思う。特に学校教育での環境学習が重要だ。学校での環境学習をサポートする市民団体の方を、支援することが大切である。生涯学習で学校教育をサポートすることだと思うが、教育委員会や各団体との協力も必要であり、どのようにしくみづくりを進めていくのか今後情報を示してほしい。（委員）

- ・生物多様性の環境目標が示されているが、生物多様性のうち「種の多様性」だけが入っている。「生態系の多様性」や「遺伝子の多様性」についての指標を入れていないのはなぜなのか。また、「生物」の範囲はどこまでなのか。菌類やプランクトン、藻類等を入れれば4000種で済むとは思えない。区分けや資料を提示してほしい。他にも、国内外来種、園芸種、史前帰化植物、国外外来種等をどのように区分けしているのか。（委員）

→計画の目標としては、数値で表すことができ、かつ経年変化を追って示せるものとしている。そのため、種数や確認できる範囲での生物多様性に関する活動への参加人数を目標としている。種数については環境基本計画では記載していないが、生物多様性の個別計画の中に詳細を記載している。菌類やプランクト

ン等は確認できないものがあるため計上していない。街中で見られ、人間の目で確認できる植物や動物、昆虫が主な対象となっている。これについてはわかりにくいという意見も出ているので、事務局の方でわかりやすい表現について検討する。外来種については日本に元々いなかったと思われるものを外来種として扱っている。市内や開発事業での緑化では少なくとも兵庫県産のものにこだわるようにしており、兵庫県でも使ってはいけない植物のリストが作成されており、可能な限り地域産のものを使用するといった政策の方針になっている。

(事務局)

→数値目標では希少種及び特定外来生物は法律で規制されているため目標に正と負の要素として検討していただきたい。外来種の数が増えるよりも少ないのはなぜなのか。(委員)

→あくまで市で実施した調査で発見された生き物で、実際にはまだ把握できていない外来種もいるかもしれない。資料として提示できる範囲での記載にしている。(事務局)

・環境目標を低炭素からゼロカーボンに変更しているが、ゼロカーボンの定義が書かれていない。読む人によっては排出ゼロにすると誤解を受けるかもしれない。また、目標では排出量 46%削減としているが、46%削減がどの程度ゼロカーボンに貢献するのか、排出量の削減とゼロカーボンの関係についても示した方がいいのではないか。(委員)

⑤ 第3次西宮市環境基本計画の推進体制について

事務局より、推進体制の現状や課題、市長からの見直し指示について説明(資料6)

⑤について意見・質問はなかった

III. 保護樹木の指定解除について

事務局より保護樹木の指定解除について説明(資料7)

・18号以外の2本についても診断書等(形状寸法)を提示していただきたい。保護樹木の種は一般的なものであっても「遺伝子の多様性」の面で重要である。「遺伝子の多様性」の保全のためにも、伐採する前に種子等を取り、遺伝子を残していく方法をとってほしい。指定を解除するうえで、根拠となる診断書等は残していただきたい。また、資料の記述について、生物の命を扱う以上「思われる」という表現は良くない。可能な限り形状寸法等は計測していただきたい。(委員)

→18号の盛土については、記録としては見つからなかったが、現状のルートカラーから、盛土があったと思われるという表記になった。診断には費用がかかるため、モミの木に関しては、枯損が確認できることから診断するまでもないという判断になった。枯損の原因についても、20年ほど前から弱ってきており、周囲の竹藪を伐採してから急激に弱っていった。確認したところ南側の樹皮に幹焼けの割れが見られた。周囲の環境の変化から枯れたのではないかと判断したため診断書を作らなかった。ムクノキについて伐採は行わず、植物としては残すが、安全管理のために高さ1.5mで芯止め剪定すると、保護樹木としての基準を満たさなくなるため指定解除となった。(事務局)

・今回の3本について指定解除で異論はないが、手続きとしては指定解除してから伐採ではないのか。緊急時の事後承認の規定はあるのか。(委員)

→届け出であり、その中に滅失がある。危険回避のための伐採による滅失の届け出に関して、事後ではあるが審議を受けるといった条例上の手続きである。指定解除しないと伐採できないといった条例にはなっていない。(事務局)

→市として事前に把握している事案ならば、伐採前に遺伝子の保存等が望ましいと思う。(委員)

・日本の場合貴重な樹木の後継樹を作るといった観点は少ない。日本でも重要な樹木の後継樹を育成していくのが普通になってほしいと考えているので西宮市でも考えてほしい。また、保護樹木の助成制度について、どのようなものを行っているのか。(委員)

→大きく2つあり、1つ目に掃除用具やゴミ袋を買うための奨励金があり、樹木1本につき支給している。2つ目に、技術的な援助として、届け出があった場合、剪定や安全上の処置、樹木医の診断等の支援を行っている。(事務局)

→助成内容は自治体によって様々だが、予算上十分に支援できない自治体もある。樹木の保護・育成・管理は所有者の方に大きな負担となるため、予算上の処置を考えてほしい。(委員)

・指定解除については承認。(委員)

(2). 報告事項

1. 西宮市環境計画推進パートナーシップ会議の各部会の開催報告

・生物多様性推進部会：事務局により生物多様性推進部会の開催状況および市民自然調査、クビアカツヤカミキリの西宮市初確認について報告(資料8及び追加資料)

・廃棄物減量推進部会：事務局により指定ごみ袋導入効果、ごみ種別排出量、一般廃棄物処理基本計画の見直しについて報告(資料9-1から9-4)

・地球温暖化対策推進部会：事務局により第二次西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)中間改定について報告(資料10)

- ・各部会からの報告について、審議は必要ないのか。(委員)

→報告だけで審議は必要ない。わかりにくいため推進体制の見直しを検討している。(事務局)

II. 西宮市環境学習都市宣言 20 周年記念事業について

事務局より西宮市環境学習都市宣言 20 周年記念事業について報告 (資料 11)

3. 連絡事項

次回は 11 月頃を予定しており、各計画の素案を提出予定。

- ・11 月に素案を提出とのことだが、一般廃棄物処理基本計画の見直しは重要事項が多い。容器プラに加えて製品プラも回収することは、循環政策だけでなく気候変動対策としても非常に先進的な施策である。基本計画には市民・事業者・行政みんなでやっていくことが書かれているが、基本計画である以上、市としては仕組みづくりを明確にし、気候変動と生物多様性や循環など横断的になるところを、メリハリをつけて情報発信していくことが重要だ。(委員)

4. 閉会